

被害防止計画目標評価報告書

湖東地域広域鳥獣害防止対策検討会議

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	彦根市、多賀町、甲良町、愛荘町
実施期間	令和2年度～令和4年度

2. 被害防止計画目標の達成状況

対象鳥獣	被害金額(千円、%)				被害面積(ha、%)			
	基準年の実績値(A)	目標値(B)	目標年の実績値(C)	達成率(A-C)/(A-B)	基準年の実績値(A)	目標値(B)	目標年の実績値(C)	達成率(A-C)/(A-B)
ニホンザル	4240	2864	1611	191%	10.97	7.44	8.17	79%
ニホンジカ	1165	769.2	1645	-121%	3.27	2.18	11.74	-777%
イノシシ	2618	1736	829	203%	3.44	2.2	3.27	14%
合計	8023	5369.2	4085	148%	17.68	11.82	23.18	-94%

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果
令和2年	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン アライグマ	免許取得支援	1名				発信機取り付け群に対する生息域調査を活用し、ニホンザルの個体数調整を実施(1群)する他、行動域内に大型檻を移設するなど、ニホンザルの捕獲に寄与している。地域全体でニホンザルの被害に対する関心が高く、令和4年度の研修には60名を超える参加があった。
		研修会の開催	1回				
		生息域調査	1111h				
		捕獲檻購入	11台	各市町協議会	随時	100%	
		発信機取り付け	4群	広域協議会	1～3月	100%	
令和3年		免許取得支援	1名				購入した捕獲檻においては、ハクビシンやアライグマといった小型外来獣の捕獲が中心となっており、捕獲数という意味では一定の効果が上がっているものの、地域全体の個体数を減少させるには至っていない印象。
		研修会の開催	1回				
		生息域調査	1661h				
		捕獲檻購入	9台	各市町協議会	随時	100%	
		発信機取り付け	2群	広域協議会	1月	100%	
令和4年		研修会の開催	2回				
		生息域調査	2444h				
		捕獲檻購入	11台	各市町協議会	随時	100%	
		発信機取り付け	2群	広域協議会	1月、2月	100%	

4. 総合評価

湖東地域広域鳥獣害防止対策検討会議は1市3町の獣害対策協議会を中心として構成されており、行政区画に縛られない獣害対策を目指して取り組んでいる。研修会の開催、追い払い活動、生息状況調査等総合的な対策により基準年である平成30年と比較しての被害金額は半減している。特にイノシシにおける減少幅が大きく、豚熱の影響も大きいと推察される。一方で被害面積は微増しており、特にニホンジカにおいては3.5倍と顕著に増加している。しかしながら、面積の増加分ほど被害金額が増えていない。つまり、ニホンジカにおける単位面積当たりの被害額は減少したと言える。このことから、狭い面積の圃場で甚大な被害をもたらすのではなく、柵がない、または管理が不十分な場所で広く被害を及ぼしていると考えられる。

ニホンザルについては被害金額・面積ともに減少しているが、これはあくまで農作物被害として計上した分に限っており、家庭菜園や生活環境被害などの数字として現れない被害も含めると、むしろ被害は増加傾向にあると考えられる。出没する範囲も広がっていることから被害対策のさらなる普及啓発が重要課題である。

5. 第三者の意見

イノシシ被害は減少傾向で、ニホンジカの被害はそれほど大きくはない。ただし、ニホンザルは家庭菜園や家の周りなどで、数字に現れない生活環境被害が多いと市町から聞いており、サル被害は増加傾向だと考えられる。このため、まずは地元研修や先進地視察研修等を開催することで、地域住民の獣害に対する理解促進に努める必要がある。ニホンザルについては、有害捕獲や個体数調整の取り組みも始まっている。そこで、意欲ある集落に対しては、これらの有害捕獲や個体数調整と合わせて、総合的な対策を進めていくことで、効果の高い取り組みとなるよう支援する必要があると思われる。（湖東農業農村振興事務所農産普及課 数野幾久）

- (注) 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記1の第6の2の(1)に基づき改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 3の事業効果には、事業の実施により発現した効果を幅広く記入すること。なお、処理加工施設又は捕獲技術向上施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況ならびに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。
(別記様式第1号-8)